

「習志野市職員健康管理システム更改業務」について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項 (タイトル)	公開資料での対応箇所		質問内容	回答内容
		項目	ページ		
1	資格審査申請書について	様式2-2 資格審査申請書	1	3. 提出書類に「(ア) 参加表明書(様式2-1)」との記載がありますが、参加表明提出は事前に行うため、資格審査申請書提出の際は不要との認識でよろしいでしょうか？ また、資格審査申請書提出は、提案依頼書に記載の下記の認識でよろしいでしょうか？ i) 資格審査申請書(様式2-2) ii) 企画提案書本編(末尾に様式4-1・4-2を綴じる) iii) 習志野市職員健康管理システム機能要求書 iv) 職員健康管理システム請負実績報告書(様式3) v) 従業員数及び担当者名簿(様式5) vi) 認証取得証の写し vii) 制度改正に係るシステム改修経費(A3用紙1枚程度) viii) 契約終了時のデータ提供経費見積書	参加表明書は、審査書類提出と併せて原本を提出してください。 資格審査申請書類については、お見込みのとおりです。
2	システム構成について	習志野市職員健康管理システム更改業務 提案依頼書	5	RFI時の習志野市職員健康管理システム更改業務提案依頼書には「データベース管理システム(DataBase Management System)については、本市が保有しているOracle Database Standard Edition 2のライセンスを使用できる」とありましたが、今回削除されております。データベース管理システムでOracleを使用する場合も新たに調達が必要という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 費用面も考慮した物理サーバーでの構成等、最適なご提案をお願いします。
3	審査の基準について	習志野市職員健康管理システム更改業務 提案依頼書	23	(4)審査の基準の評価項目の他に「地方公務員給与実態調査対応」や「地方公共団体定員管理調査対応」、「就労証明書及び在職証明書対応」の記載がありますが、これらはすべて健康管理システム上で管理及び出力を行う想定でしょうか？	習志野市職員健康管理システム更改業務提案依頼書23ページ (4)審査の基準 項番8の表記を変更いたしました。
4	スケジュールについて	習志野市職員健康管理システム更改業務 提案依頼書	18	提案スケジュール概要に並行稼働期間終了が令和6年6月1日とあるが、並行稼働期間終了後に再データ移行は必要でしょうか？ 必要な場合、再データ移行費は本提案に含めますか？	並行稼働期間終了は令和6年6月30日を予定しております。 並行稼働期間中にデータ移行をする想定です。 現行システムの並行稼働は、次期システムで障害が発生した場合等に切り戻すことを想定して実施するものです。並行稼働期間中は現行システム及び次期システムでデータを二重に管理することとなりますので、再データ移行は不要と考えております。

「習志野市職員健康管理システム更改業務」について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項 (タイトル)	公開資料での対応箇所		質問内容	回答内容
		項目	ページ		
5	システム利用権限管理・セキュリティ管理について	健康管理システム機能要求書	項番 266,267,332	使用権限の設定、権限単位の範囲設定、利用者ごとの機能制限の設定とは、具体的にどの範囲になりますか。	健康管理担当者の権限及び職位（部長、次長、所属長、一般職員など）に応じた権限の設定、権限設定に応じた利用制限を想定しています。 職位により閲覧及び利用の権限が付与されていたとしても、要配慮情報を含む健康管理情報については、第三者提供に関する本人の同意の有無に応じて閲覧できないように設定をする想定です。（項番2 管理する人事情報において、システム改修を行わずに任意で追加項目の管理が可能なこと。）
6	納品	習志野市職員健康管理システム更改業務提案依頼書	9,13	13ページ 研修の対象者は健康管理担当職員とありますが、9ページ成果物一覧No.9操作マニュアルは人事・給与職員向け及び原課職員向けのユーザーマニュアルとあります。健康管理担当職員との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 習志野市職員健康管理システム更改業務提案依頼書9ページNo.9 操作マニュアル 概要の表記を変更いたしました。
7	請負実績報告書（様式3）について	習志野市職員健康管理システム更改業務提案依頼書	P19~20	請負実績報告書（様式3）に記載する、自治体や企業名は、貴市外には公開されない情報という考えで宜しいでしょうか。	応募者が公開していない情報である場合、情報公開条例第8条第2項を適用し、非公開の対象とします。
8	検証環境について	別紙1 習志野市職員健康管理システム機能要求書	項番 0-5	オンプレの場合でカスタマイズなどがある場合、変更点の動作確認する為、検証環境を構築しますが、SaaSでは全ユーザに同様のモジュールを展開するため、個々の検証環境は通常準備致しません。但し、操作確認（練習）の為の環境として検証環境が必要であれば、500人の職員データ登録数での環境の提供は可能です。今回の見積におきまして、500人の職員データ登録数での環境提供で宜しいでしょうか。	現状は検証環境の用意は無く、検証は、健康管理担当者10名程度で操作確認することを想定しております。 具体的には、健康診断管理、保健指導管理、長時間労働管理、療養休暇管理、ストレスチェック、予防接種管理について事前操作確認を実施したいと考えております。

「習志野市職員健康管理システム更改業務」について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項 (タイトル)	公開資料での対応箇所		質問内容	回答内容
		項目	ページ		
9	健康診断対象者管理	別紙1 習志野市 職員健康管理シ ステム機能要求書	項番 30~31	仕様書上、対象帳票内容、種類、読取項目、認識率の目安等は記載されていません。OCR導入にあたっては、実帳票での読取確認や認識精度向上に向けた調整を実施するのが一般的です。プロジェクト開始後の工程のなかで、対象帳票の確認や認識精度向上に向けた調整、OCR対象可否等を確認、協議する認識でありますが相違ございませんでしょうか。 また、OCR読取検証においては、極力原本を利用した検証（特に地紋加工のある帳票など）が有効となりますので、OCR化対象の帳票のご提供をお願い致します。	ご認識のとおりです。 なお、OCR読取検証時に対象帳票の原本を提供します。
10	面接実施記録表について	別紙1 習志野市 職員健康管理シ ステム機能要求書	項番 114	機能要求書全体にですが、「(ファイル及び帳票)」と記載しているものにつきましては、統計抽出機能でCSVファイルとして出力可能と認識しておりますが、項番114の面接実施記録表につきましては、「(ファイル及び帳票)」の記載がありませんので定型レイアウトが存在するのでしょうか。それとも「ファイル及び帳票」の記載漏れでしょうか。また、定型レイアウトが存在するのであればご提供をお願い致します。	項番114は、国が例示している長時間労働における産業医面談の報告書・意見書様式を「産業医面談記録表」と記載しています。
11	ストレスチェック	別紙1 習志野市 職員健康管理シ ステム機能要求書	項番 163~ 164	仕様書上、対象帳票内容、種類、読取項目、認識率の目安等は記載されていません。OCR導入にあたっては、実帳票での読取確認や認識精度向上に向けた調整を実施するのが一般的です。プロジェクト開始後の工程のなかで、対象帳票の確認や認識精度向上に向けた調整、OCR対象可否等を確認、協議する認識でありますが相違ございませんでしょうか。 また、OCR読取検証においては、極力原本を利用した検証（特に地紋加工のある帳票など）が有効となりますので、OCR化対象の帳票のご提供をお願い致します。	ご認識のとおりです。 なお、OCR読取検証時に対象帳票の原本を提供します。

「習志野市職員健康管理システム更改業務」について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項 (タイトル)	公開資料での対応箇所		質問内容	回答内容
		項目	ページ		
12	健康診断結果について	別紙1 習志野市 職員健康管理シ ステム機能要求書	項番 337~ 343,345	<p>・それぞれの項番内容に「データ取り込み及び保持(〇年分)ができること。」と記載されておりますが、ここで言われている「保持」とは〇年分の容量が確保されているかどうかを指していますでしょうか。</p> <p>・「データ取り込み」につきましては、弊社側で過去分データを移行取込するというのでしょうか。本パッケージでは健診結果データ以外につきましては弊社で行いますが、健診結果データにつきましては基本機能を使用して貴市作業での過去データ取り込みを想定しておりますがお間違いないでしょうか。(取込テンプレートは弊社で作成します)</p> <p>※1.健診結果データとは、以下の項番の認識です。</p> <p>項番337 雇入時の健康診断データ 項番338 定期健康診断データ 項番339 人間ドックデータ 項番340 特定業務従事者(深夜勤務者健康診断) 項番341 個人受診の健康診断のデータ 項番342 じん肺健康診断のデータ 項番343 石綿障害予防規則に定められた健康診断のデータ 項番345 予防接種データ</p> <p>※2.以下の項番は、習志野市様データ移行ツール(新規開発)を使用しでの取込ですので、弊社側で取り込み作業を実施します。</p> <p>項番344 保健指導面談記録データ 項番346 休暇休職データ 項番347 過重労働時間データ 項番348 過重労働面談記録及び産業医意見書データ 項番349 ストレスチェック結果データ</p>	<p>・「保持」とは法令で規定されている各健康診断結果の保存期間を示しています。従いましてシステムにおけるデータを保存する期間として示しています。</p> <p>・「データ取り込み」は選定契約事業者が、健康診断結果を含めすべての過去分データを移行取り込みすることとなります。</p> <p>・移行対象となるデータ件数は下記のとおりです。</p> <p>項番337 雇入時の健康診断データ 949件 項番338 定期健康診断データ 14083件 項番339 人間ドックデータ 19332件 項番340 特定業務従事者(深夜勤務者健康診断) 3420件 項番341 個人受診の健康診断のデータ 138件 項番342 じん肺健康診断のデータ 150件 項番343 石綿障害予防規則に定められた健康診断のデータ 150件 項番345 予防接種データ 1750件 項番344 保健指導面談記録データ 5000件 項番346 休暇休職データ 450件 項番347 過重労働時間データ 15000件 項番348 過重労働面談記録及び産業医意見書データ 375件 項番349 ストレスチェック結果データ 10000件</p>
13	照会・分析・統計処理 >帳票出力について	別紙1 習志野市 職員健康管理シ ステム機能要求書	項番 357	<p>・設定した条件で集計した健康診断結果を労働基準監督署報告様式第6号(第5条関係)定期健康診断結果報告書として出力できることとありますがこちらは労働基準監督署報告様式第6号(第52条関係)と読み替えればよろしいでしょうか。</p>	別紙1 習志野市職員健康管理システム機能要求書 項番357の表記を変更しました。

「習志野市職員健康管理システム更改業務」について、以下のとおり回答いたします。

No.	質問事項 (タイトル)	公開資料での対応箇所		質問内容	回答内容
		項目	ページ		
14	予算のとり方について	習志野市公告第 49号	1	1 公募型プロポーザルに付する業務(6)提案上限金額 本調達における予算の考え方について、ご教示ください。 提案上限金額で5年間事業総経費が77,000,000円（税抜）と あります。こちらについて年度別の上限価格についても6月29日（予 定）の業者決定の段階ですでに決まっているということでしょうか。もし くは業者決定時に選定企業から提出された年度別の上限価格に 沿って予算を取りに行くものと考えてよろしいでしょうか。	令和5年度予算については、令和5年第2回定例会において補正予算を上程しております。 令和6年度以降の予算については、実際の契約内容に沿って実行予算化します。